

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（抄）（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>5 介護予防通所リハビリテーション</p> <p>(1) 指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針</p> <p>予防基準第 124 条にいう指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針について、</p>	<p>② 同条第 3 号は、<u>介護予防通所介護計画は、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。</u></p> <p>なお、<u>介護予防通所介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防通所介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。</u></p> <p>③ 同条第 4 号から第 7 号は、<u>サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。即ち、介護予防通所介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。管理者は、介護予防通所介護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。</u></p> <p>また、<u>介護予防通所介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならず、当該介護予防通所介護計画は、旧予防基準第 106 条第 2 項の規定に基づき、2 年間保存しなければならないこととしている。</u></p> <p>④ 旧予防基準第 109 条第 8 号は、<u>指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであることとしたものである。</u></p> <p>⑤ 同条第 9 号から第 11 号は、<u>事業者に対して介護予防サービスの提供状況等について介護予防支援事業者に対する報告の義務づけを行うとともに、介護予防通所介護計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を義務づけるものである。介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等を確認するために行うものであり、毎月行うこととしている。</u></p> <p>また、併せて、<u>事業者は介護予防通所介護計画に定める計画期間が終了するまでに 1 回はモニタリングを行い、利用者の介護予防通所介護計画に定める目標の達成状況の把握等を行うこととしており、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該介護予防通所介護計画の変更を行うこととしたものである。</u></p> <p>⑥ <u>介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防通所介護事業者については、第 4 の三の 1 の (2) の⑥を準用する。この場合において、「介護予防訪問介護計画」とあるのは「介護予防通所介護計画」と読み替える。</u></p> <p>7 介護予防通所リハビリテーション</p> <p>(1) 指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針</p> <p>予防基準第 124 条にいう指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針について、特</p>

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（抄）（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>特に留意すべきところは、次のとおりである。</p> <p>① <u>指定介護予防通所リハビリテーション</u>の提供に当たっては、介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。</p> <p>②～④ （略）</p> <p>(2) 指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針</p> <p>① 予防基準第 125 条第 1 号及び第 2 号は、<u>医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u>は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成しなければならないこととしたものである。介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、介護予防通所リハビリテーションの提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、介護予防通所リハビリテーション計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。</p> <p>②・③ （略）</p> <p>④ 同条第 4 号から第 7 号は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。即ち、介護予防通所リハビリテーション計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。</p> <p>また介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、<u>当該リハビリテーション計画書を遅滞なく利用者</u>に交付しなければならず、当該リハビリテーション計画書は、予防基準第 122 条第 2 項の規定に基づき、2 年間保存しなければならないこととしている。</p> <p>⑤ 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、<u>指定介護予防通所リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション</u>の目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合には、<u>予防基準第 86 条第 2 項から第 5 項の基準を満たすこと</u>によって、<u>予防基準第 125 条第 2 項から第 5 項の基準を満たしている</u>とみなすことができることとしたものであること。</p> <p>当該計画の作成に当たっては、各々の事業の目標を踏まえたうえで、共通目標を設定する</p>	<p>に留意すべきところは、次のとおりである。</p> <p>① 介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。</p> <p>②～④ （略）</p> <p>(2) 指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針</p> <p>① 予防基準第 125 条第 1 号及び第 2 号は、<u>医師等の従業者</u>は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成しなければならないこととしたものである。介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、介護予防通所リハビリテーションの提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、介護予防通所リハビリテーション計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。</p> <p>②・③ （略）</p> <p>④ 同条第 4 号から第 7 号は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。即ち、介護予防通所リハビリテーション計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。</p> <p>また介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならず、<u>当該介護予防通所リハビリテーション計画</u>は、予防基準第 122 条第 2 項の規定に基づき、2 年間保存しなければならないこととしている。</p> <p>⑤ 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、<u>介護予防通所リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション</u>の目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合には、<u>介護予防訪問リハビリテーションの基準省令第 86 条第 2 項から第 5 項の基準を満たすこと</u>によって、<u>介護予防訪問リハビリテーションの基準省令第 125 条第 2 項から第 5 項の基準を満たしている</u>とみなすことができることとしたものであること。</p> <p>当該計画の作成に当たっては、各々の事業の目標を踏まえたうえで、共通目標を設定する</p>

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（抄）（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>こと。また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にした上で、利用者に対して一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な提供内容等を 1 つの計画として分かりやすく記載するよう留意すること。</p> <p>⑥ <u>指定介護予防通所リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション</u>において整合性のとれた計画に従いリハビリテーションを実施した場合には、<u>予防基準第 125 条第 10 項</u>に規定する診療記録を一括して管理しても差し支えないものであること。</p> <p>⑦・⑧ （略）</p> <p>⑨ 介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防通所リハビリテーション事業者については、第 4 の三の<u>3</u>の（2）の<u>⑤</u>を準用する。この場合において、「<u>介護予防訪問リハビリテーション計画</u>」とあるのは「<u>介護予防通所リハビリテーション計画</u>」と読み替える。</p> <p><u>6～8</u> （略）</p> <p><u>9</u> 介護予防福祉用具貸与</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ <u>同条第 7 号は、利用者が適切な福祉用具を選択するための情報の提供について規定したものであるが、その提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして行うものとする。</u></p> <p>（3）介護予防福祉用具貸与計画の作成</p> <p>① <u>予防基準第 278 条の 2 第 1 項は、福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならないこととしたものである。介護予防福祉用具貸与計画作成に当たっては、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を明らかにするものとする。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること。</u></p> <p>なお、介護予防福祉用具貸与計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。</p> <p>② <u>同条第 2 項は、介護予防福祉用具貸与計画は、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。</u></p> <p>なお、介護予防福祉用具貸与計画を作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防福祉用具貸与計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。</p> <p>③ <u>同条第 3 項及び第 4 項は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明等について定めたものである。介護予防福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用</u></p>	<p>こと。また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にした上で、利用者に対して一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な提供内容等を 1 つの計画として分かりやすく記載するよう留意すること。</p> <p>⑥ 介護予防通所リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションにおいて整合性のとれた計画に従いリハビリテーションを実施した場合には、<u>基準省令第 125 条第 10 項</u>に規定する診療記録を一括して管理しても差し支えないものであること。</p> <p>⑦・⑧</p> <p>⑨ 介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防通所リハビリテーション事業者については、第 4 の三の<u>1</u>の（2）の<u>⑥</u>を準用する。この場合において、「<u>介護予防訪問介護計画</u>」とあるのは「<u>介護予防通所リハビリテーション計画</u>」と読み替える。</p> <p><u>8～10</u> （略）</p> <p><u>11</u> 介護予防福祉用具貸与</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針</p> <p>①～③ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（3）介護予防福祉用具貸与計画の作成</p> <p>① <u>予防基準第 278 条の 2 第 1 号は、福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならないこととしたものである。介護予防福祉用具貸与計画作成に当たっては、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を明らかにするものとする。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること。</u></p> <p>なお、介護予防福祉用具貸与計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。</p> <p>② <u>同条第 2 号は、介護予防福祉用具貸与計画は、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。</u></p> <p>なお、介護予防福祉用具貸与計画を作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防福祉用具貸与計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。</p> <p>③ <u>同条第 3 号及び第 4 号は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明等について定めたものである。介護予防福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用</u></p>